



3D Systems, INC.
メンテナンス規約

3D SYSTEMS

2019年7月1日発効

本標準規約は、3D Systems, Inc. またはその世界各地の関連会社（以下「3D Systems」といいます）が販売またはリースする機器（以下「機器」といいます）に関して顧客（以下「お客様」といいます）にメンテナンスの提供に関する合意に適用されます。（本規約は、メンテナンスの提供に関する関連契約および/または発注書と相まって、「本メンテナンス契約」を構成するものです）。

1. **一般条項** - 契約締結権限を有するお客様の代表者および3D Systemsとの間でメンテナンス契約が有効に締結されることにより、メンテナンス契約において規定した機器に対するサービスを3D Systemsまたは承認を受けた第三者が提供します。当初メンテナンス契約が締結された後、一定の機器に関しては、ウェブ上での年間自動更新を利用することも可能です。メンテナンス契約の追加または変更は、3D Systemsおよびお客様の権限を有する代表者による署名のある書面によらない限り有効となりません。
2. **サービス** - 3D Systemsは、メンテナンス契約の期間中、以下のサービスを提供します。

電話サービス - 3D Systemsは、月曜日から金曜日の営業日の午前8時から午後5時の間、電話サポートを提供します。3D Systemsは、お客様からの録音メッセージに速やかに対応します。

交換部品 - 3D Systemsは、契約形式で規定された交換部品で、かつ、3D Systems担当者が必要と認めて、承諾した交換部品を提供します。交換部品は、モデルごとに独自の保証規定があるレーザーヘッドおよびレーザー組立部品を除き、取り付けから90日間または現地の法律で義務付けられている期間、保証されます。返品可能とみなされるすべての部品は、30日以内に返品する必要があります。返品されなかった部品は、その時における3D Systemsの現行料金表に基づいて費用が発生します。お客様は、3D Systemsがメンテナンスサービスを実施する際に、個別に明示することがなくとも、新品同様の性能および機能を有する再正品または中古品であるコンポーネント、部品または材料が含まれた再生品で構成され、または当該再生品が含まれるコンポーネント、部品または材料を使用することができることを承認します。

オンサイトサービス - すべてのオンサイトサービスは、契約形式で規定された時間内に、一元的に派遣され、対応します。サービスの営業時間は、午前8時から午後5時の間です。通常の営業時間中に開始された修理メンテナンスサービスは、この時間帯を超えて最大2時間追加料金なく延長することができます。ただし、この2時間を超えて修理メンテナンスサービスの提供が行われた場合、3D Systemsは午後7時以降のすべてのサービスに対して、その時点における現行の時間料金を請求します。

予定外の延長メンテナンスサービス - お客様は、本メンテナンス契約の規定外のおよび土曜日、日曜日および3D Systemsの休日の修理メンテナンスサービスを求めることができますが、当該修理メンテナンスサービスについては、事前に定めたスケジュールに基づいて実施し、当該日のサービスに対して適用されるその時点における3D Systemsの現在時間単位作業料金を支払うものとします。契約形式によっては、追加料金が発生する場合があります。

3D CONNECT - お客様は、3D接続サービスが有効化されている機器を3D接続サービスクラウドに接続して、機器センサーデータを3D Systemsのサポート担当者にアップロードできるようにする必要があります。3D接続サービスは、機器および材料の使用状況、および機器の性能パラメータ（個人データおよび設計データを除く）に関する情報を3D Systemsに自動的に送信し、利用可能な場合は更新ソフトウェアを自動的にダウンロードしてインストールします。お客様の現場がお客様が提供する専用のIPアドレスを用いて、LAN接続を介してインターネットにアクセスする必要がある場合、必要に応じて、お客様は3D Systemsの任命した者が3D接続サービスハードウェアアダプタを取り付けることを許可します。3D Systemsは、契約形式によって規定しない限り、障害検出またはサービスレスポンスタイムについて保証しません。お客様が3D接続サービスクラウドへの接続を維持できない場合、サポートの利用が一部に限られたり、またはサービスの遅延が生じることがあります。本メンテナンス契約が終了と同時に、3D Systemsは3D接続サービスを無効化し、すべての3D接続サービスハードウェアの返却を要求する権利を有します。

3. **利用規約** - メンテナンス契約の当初期間は、メンテナンス契約で別途定めるサービス開始日から1年間（別の定めのない限り）、またはメンテナンス契約で別に定めるとおりとします。3D Systemsは、メンテナンス契約満了の60日前までにお客様に通知するよう合理的な努力を行います。お客様が満了日の少なくとも30日前に3D Systemsに対して、満了日をもって契約を終了するか、または弊社自動継続プログラムの利用をやめるかを記載して、契約を取り消す旨を書面で通知しない限り、期間の経過により本メンテナンス契約は、さらに1年間の期間継続するものとします。メンテナンス契約の更新後の解約は、本契約第5条のキャンセルポリシーに従います。メンテナンス契約の利用料金は1年単位で見直しが行われ、メンテナンス契約開始日の1年後の応当日においてその効力を生じ、メンテナンス契約満了日の60日以上前に3D Systemsが行う通知に記載されます（利用料金の変更が通知されない場合は前年の料金が適用されるものとします）。お客様が保証期間またはメンテナンス期間の満了後にメンテナンス契約を維持しようとする場合、お客様の機器は、後記第8項に従って検査の対象となる場合があります。メンテナンス契約の再開前に再有効化料金が必要になる場合があります。



2019年7月1日発効

3D SYSTEMS

4. **支払いおよび税金** - メンテナンス契約に定められた料金と、お客様に支払義務がある税金は、(i) 月単位の支払とし、各月の初日から起算して15日目を支払期日とする毎月の管理料も含めた請求書を各月の初日付で事前に発行する、(ii) 四半期ごとの支払いとし、当該各月の初日から起算して15日目を支払期日とする四半期ごとの管理料も含めた請求書を各四半期の初日付で事前に発行する (iii) 1年間単位の支払いとし、契約更新の初日から起算して30日目を支払期日として、1年間分を全額前払いする。(iv) メンテナンス契約で別途定める方法による支払い、以上のうちから当事者間で合意した方法で支払います。お客様の所在地によっては、交通費（これに限定されない）などの、メンテナンス契約で定める時間および物質ベースによる年間メンテナンス料金を別途請求する場合があります。支払期日までに支払が行われない場合、お客様は、支払期日を起算日として3D Systemsが残金を受領するまでの間の未払残金に対する月利1-1/2%を超えない利息または最高法定遅延利息を3D Systemsに対して支払う義務を有するものとします。
5. **解約** - お客様は、お客様のアカウントの有効な解約を確保する全責任を負います。この責任には、お客様がアカウントの解約を希望する旨を記載した有効かつ証明可能な通知を以て、3D Systemsに対して知らせることが含まれます。3D Systemsは、本契約を解約する旨のお客様の意思を90日前までに書面による通知により受領する必要があります。お客様が、解約日より前に実施されたサービスについて解約時に未払い残高がある場合、この残高を全額支払う義務があります。さらに、お客様は、(i) 90日間分に該当するメンテナンス料金に相当する金額、または(ii) 本メンテナンス契約に定められた未払い残高のうち、いずれか低い方の金額を解約料として支払う責任を負います。お客様の解約通知がキャンセルポリシー規定に従っている限りにおいて、3D Systemsは解約通知受領後を直ちに解約を実行します。3D Systemsは、(i) いかなる理由によろうとも、30日前にお客様に対して書面による通知を送り、かつ、終了日以降に現行契約期間の残存部分についてお客様が既に支払った金額でお客様へ返金するものがある場合にはそれを返金することにより、または、(ii) 滞納の発生時、もしくは本契約に規定する条項に対する違反があった場合、さらなる催告を必要とせず直ちに、自己の裁量でお客様のアカウントを一時停止または解約する権利を有します。
6. **対象外のサービス** - 本メンテナンス契約に基づき3D Systemsによって提供されるメンテナンスサービスには、本契約に個別に定められない限り、以下のものは含まれません。

設備 -

- 「消耗品」として識別される部品、および機器が稼働する材料に関連する消耗品を含むその他の消耗品で、通常の使用による損耗や損傷の結果として故障する可能性のある部品。メンテナンス契約に別段の定めがない限り、レーザーまたはイメージセンサー。
- 機器に損害を与える一切の不可抗力の事象（下記第9項に記載）。
- 機器外部の電気工事。
- 機器以外のアクセサリ、付属品、機械、装置またはデバイスのメンテナンス。
- 機械の性能に影響を与えない、補給品、アクセサリまたは美的目的のみの部品、もしくは機器、窓またはシートメタルのへこみの塗装または塗り替えなどのようなサービス。
- (1) お客様による事故、輸送、不注意または誤使用による損害の修復、(2) 電力、空調、湿度制御の故障または変動（以上限定されない）などの機器外部の原因による損害の修復、または(3) 不統一な使用、承認していない使用または非認可の材料の使用など、通常の使用方法以外の使用を原因とする損害の修復。このような修理に関して、3D Systemsは、作業内容の説明書を提出することができます。その内容は、機器が正常に動作するのに必要とする修復作業内容およびその作業料金に関するもので、これによりお客様は、3D Systemsに依頼して時間および物質ベースで修復作業を履行させるか、それとも第三者に修復作業を依頼するかを決定することができます。第三者に依頼した場合、3D Systemsが別段の合意をしない限り、3D Systemsは、実施された作業に関して一切の保証またはその他の責任を負わないものとします。
- 資格を有する3D Systemsの従業員またはサービスパートナーによって取り付けが行われた場合を除き、機器内の不適切な取り付け、取り扱い、または他の故障部品との不適切な相互作用によって生じた損傷の修復。
- 3D Systemsからの書面による明示的な同意なしに行われた機器の変更、または3D Systemsが承認していない他者による機器の変更が原因で、その代表者により提供するのが技術的に実行困難である3D Systemsが判断するサービス。
- 理由の如何を問わず、機器の移転。

7. **責任の制限** - 3D Systemsは、理由にかかわらず、結果的、懲罰的、間接的または偶発的な損害（これに限定されるものではないが例示として利益の損失または従業員の時間の損失など）について、お客様に対して責任を負いません。いかなる場合においても、メンテナンス契約に基づく、もしくはお客様による機器の使用によって生じた、3D Systemsの責任およびまたは義務は、本メンテナンス契約に定めるその時点における現行契約期間中にお客様がメンテナンスのために既に支払った金額を上回らないものとします。



8. **雑則** - 本メンテナンス契約の対象となる機器が新規に設置されていない場合、または設置されている機器が3D Systemsとのメンテナンス契約に基づくものでなかった場合、もしくは保証が本メンテナンス契約に基づくメンテナンス開始日の直前である場合は、3D Systemsの最低許容メンテナンス基準に準拠しているかどうかを判断するために、3D Systemsは検査を実施します。3D Systemsは、当該機器がこの基準を満たすようにするために必要と判断される修理または調整内容についてお客様に通知します。お客様の承認を得た場合、当該修理または調整は、メンテナンスサービスの開始前にお客様の費用負担で3D Systemsが行います。

本メンテナンス契約は、両当事者およびその子会社およびそれぞれの承継人を拘束し、かつその利益のために効力を生じます。お客様が本メンテナンス契約の全部または一部を子会社または関連会社に譲渡した場合、お客様は、メンテナンス契約に基づいて3D Systemsに支払うべきすべての金額の支払いを保証するものとします。本メンテナンス契約は、3D Systemsの書面による事前の同意なしに、関係のない当事者に譲渡することはできません。

本契約に基づくサービスを実施するために、お客様は、3D Systemsに機器への全面的アクセス（リモートインターネット接続が必要な場合もあります）を提供し、作業スペース、電気、国内電話などのすべての設備を提供して、3D Systemsに無償で使用させるものとします。

メンテナンス契約を締結するための適格性として、必要な場合には最小限の標準メンテナンス基準までアップグレードした必要不可欠なプリンタソフトウェアをインストールしていること、およびその適切な証明が必要となる場合があります。

交換されたすべてのコンポーネント、部品、および材料は、機器から取り外された時点で、3D Systemsの所有に帰します。

9. **不可抗力** - 両当事者は、合理的な制御を超えた状況に起因するメンテナンス契約の義務の履行遅滞について他方に対して責任を負いません。この事由には、反乱、騒擾、暴動、戦争、内乱、国家緊急事態、ストライキ、洪水、ハリケーン、地震、禁輸措置、材料や輸送の確保不能、および天変地異、自然現象、または政府当局による行為が含まれますがこれらに限定されません。
10. **無保証** - 本メンテナンス契約に関連する特定の目的に対する市場性および適合性、または本メンテナンス契約に基づいて提供されるサービスまたはコンポーネントもしくは部品に対する市場性および適合性についての黙示的保証等、明示的にも黙示的にも保証はありません。
11. **契約の可分性** - 本メンテナンス契約のいずれかの条項が無効、違法または強制履行不能であると判明した場合、かかる無効、違法または強制履行不能にかかわらず、本メンテナンス契約および残りの条項は引き続き全面的に有効とします。
12. **紛争解決** - お客様および3D Systemsは、本メンテナンス契約により生ずる、もしくはそれに関連する、または本契約の履行もしくは違反に起因または関連する、論争、請求または紛争については、交渉による解決に努めるものとします。通知から30日以内に交渉によって解決しない主張については、米国仲裁協会が商業仲裁規則に基づいて運営する仲裁によって解決されるものとし、その仲裁判断は管轄権を有するいずれの裁判所からも執行判決を得ることができます。審理は、3D Systems本社に最も近い米国仲裁協会事務所で行います。
13. **その他** -
- A. メンテナンス契約は、以下の法律に準拠し、解釈されるものとします。
法条項間の矛盾・衝突に関係なくニューヨーク州の法律に準拠します。
 - B. 3D Systemsおよびお客様は、本メンテナンス契約に適用されるすべての法律を遵守するものとします。
 - C. 本メンテナンス契約に基づくすべての通知は、書面で受領した時点で効力を有します。お客様および3D Systemsへの通知は、本メンテナンス契約書に記載された住所に送付するものとします。
14. **完全合意** - お客様は、本メンテナンス契約を読み、かつこれを理解した上で、その条項に拘束されることに合意したことを承認します。さらに、お客様は、本メンテナンス契約が、対象機器のメンテナンスに関して、当事者間に適用される諸規約を含めた合意事項に関する完全かつ排他的な陳述を明記したものであり、一切の提案、発注書等お客様が作成した下位の文書上に印字された条項、口頭または書面によるを問わず一切の合意事項、お客様の一般取引条件、および本メンテナンス契約の主題に関して両当事者間で交わされた、その他一切の通信に優先し、かつ取って代わるものであることを表明および合意します。